

2014年8月

## KPMGミャンマー通信 Vol.9／2014

### ■ 外国投資規制の大幅緩和

2014年8月26日にミャンマー投資委員会(MIC)通達(MIC Notification No.49／2014, 50／2014)が公表されました。これは、2013年1月に公表された同通達(MIC Notification No.1／2013)の改訂版であり、外国資本への規制事業リストを大幅に整理しなおしたものです。

当該通達の規制事業リストに記載されていない事業は、原則、100%外資による投資が可能と明記されています。本改訂では、旧通達で規制事業とされていた以下のような事業が、規制事業リストから削除されました。

- ・ 大規模小売業(ミャンマー資本の比率40%以上)
- ・ 上記以外の小売業(四輪車・二輪車を除き2015年以降にのみ認可と記載)
- ・ 卸売業(商務省の条件に従うとのみ記載)
- ・ フランチャイズ事業(フランチャイジーは、ミャンマー資本のみ)

上記のような小売・卸売の販売業一般は、これまで、原則として外国資本には禁止される事業であると理解されていたものです。ただ、新通達でこれらの事業がリストから削除されたことで、全面的に外資に門戸開放されたと理解するのは早計のようです。今後も、これら販売業については、MICあるいは管轄省庁である商業省の裁量による判断に拠ることとなります。また、物品の輸出入に必要となる輸出入ライセンスを商業省が実際に付与するかどうかも、今後の実務において確認する必要があります。いずれにしても、今回の改訂は、ミャンマーへの外国投資を更に加速させるものと期待されます。

以下に、今回公表された改訂通達の概要を取りまとめました。

### 規制事業リストを大幅に改定、100%外資による投資を明言

従来公表されていた規制事業リストは、①禁止事業、②合弁により許可する事業、③特定の条件により許可する事業に区分されており、205種類に及ぶ事業・条件が規定されていました。今回公表された規制事業リストでは、その対象が105種類まで縮小され大幅な整理が行われています。

また改訂後の規制事業リストは、①禁止事業、②合弁事業の条件により許可する事業、③合弁+関連省庁の推薦／その他の条件により許可する事業に再整理されたうえで、これらのリストに記載されていない事業は100%外資により投資ができる旨が明言されました。また環境影響評価を必要とする事業リストも若干の改定が加えられました。



区分	種類		投資形態		
	改訂前	改訂後	禁止	合弁	100%外資
禁止	21種類	11種類	●		
合弁の条件により許可	42種類	30種類		●	
特定の条件 により許可	合弁かつ 関連省庁の推薦	142種類	43種類		●
			21種類	●	
上記以外	-	-			●
環境影響評価が必要	34種類	30種類	-		

### 小売業・卸売業を外資に解放？

改定前の通達では、大規模なスーパー、デパート、ショッピングセンター等を除き小売業は禁止されており、許可する場合も設置地域の制限や、国産品優先販売の制約があり、またローカル資本との合弁(ミャンマー資本の比率40%以上)が要求されていました。また、2015年以降において小規模の小売業を解放する旨の記載もありましたが、四輪車・二輪車はその対象外とされていました。さらに、卸売業についても、商業省の認可がある限りにおいて外国資本による投資も可能と規定されていましたが、実際に商業省から認可が下りるケースはありませんでした。

もともと、当該通達の上位規定にあたる外国投資法の規則175条では、小売・卸売のような販売業は当法律の対象外であると記述されており、今回の通達の改正は当該条文との整合性を意図しただけであるという説明もあります。ただ、これは販売業をまったく外資に認めないという意図ではなく、その判断については商業省に裁量権を持たせ、個々のプロジェクトごとに判断させるということのようです。実際に、高度の技術サービスを伴う機器の販売を、外資との合弁に認めた事例も出てきています。今後は、案件ごとの判断により小売・卸売事業の外資への開放を徐々に進めていく方針であると推察されます。

### 100%外資への開放を加速

旧通達において合弁事業のみが認可の対象とされていた事業のうち、今回の改正で当該リストから削除された事業には、以下のような事業があります。これらの事業には、100%外資での投資が可能となったと理解されます。

100%外資による投資が可能となった主たる事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な鉱物資源の採掘ならびに製造</li> <li>建物、橋梁等の建設に使用される鉄骨ならびにコンクリートの製造</li> <li>橋梁、高速道路、地下鉄等のインフラ開発プロジェクト</li> <li>塗料、ニス、染料、シンナー、ラッカー等の化学品の製造</li> <li>観光業</li> <li>ホテル事業(従前は3スタークラス以上ののみ開放されていた)</li> <li>倉庫業</li> </ul>

## 合弁比率の明記なし

現地資本との合弁が要求される場合の合弁比率については、農作物の販売において唯一明示されている以外、特段明記されていません。従来は所管省庁が、合弁比率に係る裁量権を持っていましたが、今回の通達の発行により、特に関連省庁の推薦を要しない場合においてMICが独自に判断するのか、それとも従来通り所管省庁が裁量権を持つのかどうか、今後の動向を見極める必要があります。

## 関連省庁の推薦必要事業を削減

関連省庁の推薦が必要とされる規制事業リストにおいて、対象事業数が43種類まで削減されています。なお、農林灌漑省、鉱山省、電力省、建設省、ホテル観光省については、全ての対象事業が削除されており、当該省庁の推薦は不要となりました。これまで省庁の推薦を得るために投資認可手続が長期化していたため、今回の改訂により手続が効率化されるものと期待されます。

## ■輸入税免税恩典の対象外事業を公表

2014年8月25日にミャンマー投資委員会(MIC)通達(MIC Notification No. 51／2014)が公表されました。今回の通達では、MIC認可を受けた場合に享受できる関税、商業税等の輸入税免税恩典の対象外となる事業が列挙されています。これらの事業はMIC認可を受けた場合も、輸入時に課される関税、商業税を支払う必要があります。なお、本規定公表後に認可された投資を対象とするため、過去に認可された投資案件へは引き続き免税恩典が付与されることになります。

### 輸入税免税恩典の対象外事業

- ・ アルコール、ビール、タバコ等の製造及び関連サービス
- ・ 石油、ディーゼル、エンジンオイル、天然ガスの販売
- ・ 自動車等の修理
- ・ 低技術、小額投資額であり、ミャンマー国民が提供可能な産業(労働促進を図る事業を除く)
- ・ 長期リースによる森林伐採業
- ・ 天然資源の採掘(石油、天然ガスを除く)
- ・ 建物等の建設及び販売
- ・ 機械、装置のリース
- ・ 食品販売及びレストラン業

※酪農業及び関連製品は関税のみ免除、商業税の免税なし

## 個人所得税の税率表

居住者に対する個人所得税率が変更となり、最大税率が25%へ引き上げられました。一方で、免税となる最低所得額が1,440,000チャットから2,000,000チャットへ引き上げられました。なお、年間のミャンマー滞在日数が183日に満たない非居住者に対する税率は、35%から変更されていません。

(参考1) ミャンマー投資委員会通達 No.49／2014

1. 外国資本に対し禁止される事業

No.	事業の内容
1	国防のための武器・弾薬の製造ならびに関連サービス
2	森林の管理・保全
3	翡翠や宝石の探査・採掘・生産
4	中小規模での鉱物の生産
5	電力システムの管理
6	電力事業に関する調査サービス
7	航空管制事業
8	金を含む鉱物の採掘
9	船舶管制事業
10	連邦政府の認可を得ていない出版業とメディア事業の一体運営
11	ミャンマー語ならびに少数民族言語により定期的に発行される刊行物の印刷・出版事業

2. ミャンマー資本との合弁形態でのみ認可される事業

No.	事業の内容
1	交配合された種子の製造・販売
2	収穫率の高い種子、天然種子の製造・販売
3	ビスケット、ウエハース、各種麺類、パスタ、その他の穀物食品の製造・国内販売
4	スイーツ、ココア、チョコレート等の各種菓子製品の製造・国内販売
5	その他の食料品(牛乳ならびに乳製品を除く)の保存・加工・缶詰製造・国内販売
6	モルト、モルト・リカー(ビール)、その他関連の飲料の製造・販売
7	アルコール飲料・製品の蒸留・混合・製造・ボトリング・販売
8	製氷業ならびにその販売
9	飲料水ビジネス
10	コード、ロープ、撚糸類の製造・販売
11	家庭用台所用品(鉄器、刃物、陶器、食器等)の製造・国内販売
12	プラスチック製の日用品の製造・国内販売
13	ゴム、ゴム製品の製造
14	梱包(パッケージング)サービス
15	合成皮革を除く革、革製品(靴、カバン等)の加工・製造・国内販売
16	各種の紙原料、紙製品(板紙、カーボン紙、ろう紙、ティッシュペーパー等)の製造・販売
17	国内天然資源を使用した化学製品の製造・販売
18	アセチレン、ガソリン、プロパンガス、ヘアスプレー、香水、デオドラント、殺虫剤等の固体・液体・ガス・噴霧式製品の製造・販売

No.	事業の内容(続き)
19	酸化化合物(酸素、水素)や圧縮ガス(過酸化水素、アセトン、アルゴン等)の製造・販売
20	可燃性化学製品(硫酸、硝酸)の製造・販売
21	各種産業用ガス(気体・液体・固体)の製造・販売
22	医薬品原料の製造
23	中小規模の発電事業
24	国際水準のゴルフコース・リゾート開発
25	居住用アパート、コンドミニアムの開発・販売・賃貸業務
26	オフィス・商業ビルの開発・販売
27	工業団地に隣接する居住用ビルの開発・販売・賃貸業務
28	一般民衆用の住宅の開発
29	国内航空事業
30	国際航空事業

### 3. 特定の条件のもとで認可される事業

#### 3.1 ミャンマー資本との合弁形態でのみ認可される事業(関連省庁の推薦が必要となる事業)

No.	事業の内容
1	畜水産・農村開発省
1	養蜂ならびにハチ蜜関連製品の生産
2	魚網の製造
3	漁港及び魚市場の建設
4	畜産物・水産物の調査活動、家畜の飼育・漁業に関する調査活動
5	海洋漁業
6	水産加工業
7	水産物の輸出入
8	淡水ならびに海水での魚類・エビ類の養殖
2	環境保護・林業省
1	国立公園
2	エコツーリズム
3	二酸化炭素排出の削減を目的とした事業
4	森林保護区域における長期リース契約に基づく木材の伐採
5	繁殖・販売目的での遺伝子組み換え植物・動物の輸入
6	林業における高品質のチーク、希少価値のある種・組織などの製造・維持に係わる高度技術研究、及び関連ビジネス
7	林業における高度技術開発・研究・人材開発

No.		事業の内容(続き)
2		環境保護・林業省(続き)
	8	政府が管理している森林や森林保護区における天然資源の採掘や生産
	9	商業目的での植物・野生動物の種の輸出入・繁殖・製造
3		工業省
	1	ソフト飲料、炭酸飲料、非炭酸飲料の製造・販売
	2	調味料の製造
	3	化学薬品の製造
4		運輸省
	1	船舶輸送(乗客、貨物)
	2	海事専門学校、海事訓練校
	3	造船業
	4	国内水運庁管轄区域内での船舶関連事業
5		通信・情報技術省
	1	国内・海外郵便事業
6		保険省
	1	民間病院
	2	民間クリニック
	3	民間診断サービス
	4	民間の医薬品・医療機器の製造
	5	ワクチン、医療検査関連の研究
	6	民間の医療・健康関連の専門学校・訓練校
	7	ミャンマー伝統医薬品原料の売買
	8	ミャンマー伝統医薬品の原料となるハーブの栽培
	9	ミャンマー伝統医薬の研究開発
	10	ミャンマー伝統医薬品の製造
	11	ミャンマー伝統医薬関連の病院・診療所
7		情報省
	1	外国語による新聞の発行
	2	FM放送事業
	3	DTH放送事業
	4	DVBT2放送事業
	5	ケーブルテレビ事業
	6	映画製作
	7	映画館の運営

## 3.2 ミャンマー資本との合弁形態でのみ認可される事業(特別の条件が付される事業)

No.	事業の内容	条件
1	石油・ガス・石油製品の輸入、輸送、備蓄、販売のための貯蔵タンク、積載機械、パイプライン、関連機械の建設・実装、ならびに関連施設の建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー省との合弁でのみ認められる</li> </ul>
2	石油・ガスの地質学的、地球物理学的、地球化学的な調査、判断に関する設備(付属設備含む)の輸入・製造・建設・実装・部分実装	
3	石油・ガスの探査・研究用設備(付属設備含む)の輸入・製造・建設・実装・部分実装	
4	石油・ガスの輸送用設備(付属設備含む)の輸入・製造・建設・実装・部分実装、ならびにパイプラインの建設	
5	海洋掘削用の建設設備(付属設備含む)の輸入・製造・建設・実装・部分実装	
6	各種製油所の建設、既存製油所の修繕維持・改良	
7	たばこの製造	<ul style="list-style-type: none"> <li>最初の3年間は国産たばこ葉の使用比率を50%以上すること、または、国産たばこ葉の輸出で獲得した収益で調達した原材料の50%以上を製造で使用すること</li> <li>製品の90%以上を輸出すること</li> <li>投資申請にあたり、国産原材料の使用及び完成品の輸出計画を申請書に明示する必要がある</li> <li>工業省の推薦が必要</li> </ul>
8	爆発性化学品(TNT、ニトログリセリン、硝酸アンモニウム)の製造・販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>州政府との合弁でのみ認められる</li> </ul>
9	可燃性の液体・固体(チタン粉末)、自己反応性物質(硫化カリウム)、放射性可燃物質(リン化カルシウム)の製造・販売	
10	必要となる輸入原料を使用して栽培した作物の国内販売・輸出	<ul style="list-style-type: none"> <li>付加価値を高める作物の場合のみ認められる</li> <li>外国資本の資本比率は49%まで認められる</li> <li>合弁による国内販売・輸出でのみ認める</li> <li>米については海上輸出や国境貿易を禁止</li> </ul>
11	インターネット宝くじ事業(e-lottery)	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融省の推薦が必要</li> <li>政府との合弁でのみ認められる</li> </ul>
12	衛星都市の開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設省の推薦が必要</li> <li>政府との合弁でのみ認められる</li> </ul>
13	都市再開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府の許可が必要</li> <li>関連する企業体・関連局との合弁でのみ認められる</li> <li>鉄道省の推薦が必要</li> </ul>
14	線路、駅、駅舎の建設	
15	鉄道事業	

No.	事業の内容(続き)	条件
16	機関車、客車、貨物車両、スペアパーツの建設・製造・メンテナンス	
17	鉄道省所有の土地における光ファイバーケーブルの敷設、タワー・機械室の建設	
18	鉄道省所有の土地・建物の高度利用(商業目的)	
19	鉄道運送サービス、自動車運送サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府の許可が必要</li> <li>関連する企業体・関連省庁・関連組織(民間含む)との合弁でのみ認められる</li> <li>鉄道省の推薦が必要</li> </ul>
20	自動車の車検事業、運転教習事業、修理・メンテナンス関係の訓練事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府の許可が必要</li> <li>関連する企業体・関連省庁との合弁でのみ認められる</li> <li>鉄道省の推薦が必要</li> </ul>
21	鉄道産業用の発電事業	

(参考2) ミャンマー投資委員会通達 No.50／2014

## 環境アセスメントが認可の前提となる事業

No.	事業の内容
1	金属、鉱物資源の採掘・選鉱
2	石油、天然ガスの採掘・掘削、石油化学工場の建設
3	大規模ダム、堤防の建設
4	水力発電所、重電系発電所の建設、高圧電線の敷設、送電用の全国電力網の建設
5	石油、ガスのパイプライン、送電線の施設
6	大規模架橋、高架道路、高速道路、地下鉄、線路、港、造船所、空港・滑走路の建設、運河・灌漑設備の建設、大型車両の製造
7	薬品、化学品ならびに殺虫剤の製造
8	バッテリーの製造
9	紙パルプの大規模な製造
10	綿糸、衣類の大規模な製造・染色
11	鉄、鋼鉄、その他の金属の製造
12	セメントの製造
13	酒類、ビールの製造
14	石油化学品(石油、エンジンオイル、化学肥料、ろう、ニス)の製造
15	大規模な食品(砂糖含む)製造
16	皮革、ゴム製品の製造
17	淡水魚、海水魚、エビ類の大規模な養殖
18	大規模な木材関連の産業
19	大規模な住宅、産業地区の開発
20	大規模なホテル、リゾート施設の建設
21	文化遺産地域、考古学的・地理学的に象徴的な地域における事業活動
22	低海拔地域における事業活動
23	脆弱な生態系の地域における事業活動

## 編集・発行

**KPMG in Myanmar**

藤井 康秀／北村 康晃

[www.kpmg.com/mm](http://www.kpmg.com/mm)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に  
対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、  
情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行  
動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を詳細に調  
査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2014 KPMG Advisory (Myanmar) Ltd. a Myanmar limited liability company and a member firm  
of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International  
Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or  
trademarks of KPMG International.